

転入された皆様へ／転出された皆様へ

新型コロナウイルスワクチン接種券に関するお知らせ

1 転出入後にワクチン接種をする場合の接種券について

新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける際には、接種日時時点で住民登録がある自治体が発行した接種券が必要です。

※ 転出入前の自治体が発行した接種券をお持ちの場合でも、転出入日以降、その接種券は使用できません。

2 転入した皆様が必要な手続き

ワクチン接種を希望する方が転入した場合は、いわき市の接種券を送付しますので、下記のいずれかの方法によりお手続きください。

※ ワクチン接種関連情報は市公式ホームページで確認できます。



市公式HP
QRコード
(ワクチン関連)

【手続き方法】

- (1) 電話 いわき市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
0120-053-500 (フリーダイヤル) 受付時間: 9時~17時
※お名前・生年月日・住所・接種履歴などをお伝えください。
- (2) 郵送 〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田 191 番地
いわき市ワクチン接種PT 宛
- (3) メール vac2@city.iwaki.lg.jp
- (4) 市の窓口
 - ① 市保健所
 - ② 各地区保健福祉センター
(平、小名浜、勿来・田人、常磐・遠野、四倉・久之浜大久、小川・川前)
 - ③ 各支所 (遠野、好間、三和、田人、川前、久之浜・大久)

3 転出した皆様が必要な手続き

いわき市から接種券が発行されている場合、転出日以降は使用できなくなります。

転出先自治体での接種券の発行につきましては、それぞれの自治体の新型コロナウイルスワクチン接種担当課等へお問い合わせください。